

平成21年度及び平成22年度琴浦町建設工事指名競争入札参加資格申請手続等について

平成21年度及び平成22年度において町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものを除く。以下同じ。）又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定める。

1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する建設工事の種別（別表に定めるところによる。以下「希望工種」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 別表の大区分の欄に掲げる希望工種に応じた法第3条第1項に規定する建設業の許可（以下「建設業許可」という。）を受けていること。
- (3) 別表の大区分の欄に掲げる希望工種に応じた直前審査（法第27条の23第1項の審査（以下「経営事項審査」という。）であつて、審査基準日が平成19年10月1日から平成20年9月30日（合併、設立等の期日を審査基準日とした経営事項審査にあつては、平成20年12月31日）までの間のものをいう。以下同じ。）を受けていること。
- (4) 直前審査に係る審査基準日前1年間（希望工種が土木一式工事（別表中区分の欄に掲げる解体に限る）及び鋼構造物工事（別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）の場合にあつては5年間）又は当該審査基準日から入札参加資格の審査申請をする日（以下「申請日」という。）までの間に希望工種（とび・土工・コンクリート工事（別表の中区分の欄に掲げる法面処理に限る。）にあつては同表の中区分、その他の工種にあつては同表の最小区分による。）に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。ただし、次の表の左欄に掲げる希望工種について同表の右欄に掲げ

る要件を満たしている場合は、この限りでない。

希望工種	要件
土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに限る。）	(7)のアに掲げる要件をすべて満たしていること。
鋼構造物工事（別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）	(7)のオの(イ)に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (5) 2の(1)のアの(ア)のe又は(イ)のd若しくはeに定める納税証明書に未納税額がないこと。
- (6) 2の(1)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (7) 希望工種が次のアからケまでに掲げるもの（以下「特殊工事」という。）の場合にあつては、それぞれに定める要件をすべて満たしていること。

ア 土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに該当する場合で、（4）の本文の要件に該当しないときに限る。）

(ア) 次の技術者を常に備えていること。

- a 法第27条第1項の規定により実施される土木施工管理の技術検定に合格した者（以下「土木施工管理技士」という。）のうち、1級の検定に合格した者（以下「1級土木施工管理技士」という。）
- b 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18に規定するコンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者
- c クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）第223条に規定するクレーン運転士免許を有する者
- d 社団法人プレストレストコンクリート技術協会が実施するプレストレストコンクリート技士試験に合格した者
- e 社団法人日本コンクリート工学協会が実施するコンクリート技士又はコンクリート主任技士に係る試験に合格した者
- f 社団法人日本コンクリート工学協会が実施するコンクリート診断士試験に合格した者

イ とび・土工・コンクリート工事（別表の中区分の欄に掲げる交通安全施設に限る。）

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

ウ とび・土工・コンクリート工事（別表中区分の欄に掲げる法面処理（同表の小区分の欄に掲げる一般を除く。）

- (ア) 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。
- (イ) 当該希望工種が別表の小区分の欄に掲げる法面植生工、法面保護工又はグラウンドアンカー工に該当する場合にあっては、次の表の左欄に掲げる希望工種ごとに、同表の右欄に掲げる機械（自ら保有し、又はリース契約により使用するものに限る。）を備えていること。

希望工種	機械
法面植生工	種子吹付機（種子を法面に定着するように吹き付ける機械をいう。）又はモルタル吹付機（種子、水、肥料等の植生基盤材を法面に定着するように吹き付ける機械をいう。以下同じ。）
法面保護工	a モルタル吹付機 b 計量器（種子、水、肥料等の植生基盤材の使用量を測定・管理する装置をいう。） c ホッパー（材料を一時的に貯留し、必要に応じて下部の口を開いて出す漏斗装置をいう。）
アンカー工	a ロータリーパーカッション掘削機（アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械をいう。）又はドリフタ（アンカー材を地中に挿入するため孔を開ける機械のうち、ガイドセル（ドリフタを送り出す機械をいう。以下同じ。）に乗架して使用する打撃式削岩機をいう。）及びガイドセル b グラウトミキサ（アンカー材を固定するために注入する材料をかくはんする機械をいう。） c グラウトポンプ（アンカー材を固定するために注入する材料を送り出す機械をいう。）

エ 鋼構造物工事（別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）

- (ア) (4)の本文の要件に該当する場合
- a 鋼橋（H型鋼を主桁とするものを除く。）の上部構造物の製作及び架設に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。
 - b 鋼橋を製作するために必要な工作機械及び溶接機械を備えた工場を有していること。
 - c 鋼橋の上部構造物の製作に係る検査体制が確立していること。

(イ) (ア)以外の場合

- a 県内に本店を有すること。
- b 次の機械を備えた工場を有すること。
 - (a) 天井走行クレーン（吊り下げ重量が7トン以上のものに限る。）
 - (b) 手動ガス切断機（J I S B 6802 に適合しているものに限る。）及び自動ガス切断機（切断板厚60ミリメートル以上のものに限る。）
 - (c) 自動溶接機（出力電流が1,000アンペア以上のものに限る。）、交流溶接機（出力電流が300アンペア以上のものに限る。）、溶接棒乾燥機（収納容量が300キログラム以上のものに限る。）及びスタッド溶接機（適用範囲が22ミリメートル以上のものに限る。）
 - (d) ラジアルボール盤（ドリルを使って穴開け加工をする工作機械をいい、穴開け能力が50ミリメートル以上のものに限る。）及び携帯式磁気応用穴開け機（穴開け能力が40ミリメートル以上のものに限る。）
 - (e) 空気圧縮機（5馬力以上のものに限る。）、ジャッキ（爪付きで頭部加重が10トン以上のものに限る。）及び油圧プレス（加圧能力200トン以上のものに限る。）
- c 自ら保有し、又はリース契約により使用する次の計測機器を備えていること。
 - (a) 超音波探傷器
 - (b) 携帯式工業エックス線装置
 - (c) 塗膜厚測定器
- d 次の技術者を常に備えていること。
 - (a) 1級土木施工管理技士
 - (b) 労働安全衛生法別表第18に規定する鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者
 - (c) クレーン等安全規則第229条に規定する移動式クレーン運転士免許を有する者
 - (d) 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第48条に規定するエックス線作業主任者免許を有する者
 - (e) 社団法人日本溶接協会が実施する溶接管理技術者評価試験又は手溶接技能者、半自動溶接技能者若しくはすみ肉溶接技能者に係る試験に合格した者
 - (f) 社団法人日本非破壊検査協会が実施する J I S Z 2305 非破壊試験技術者資格試験に合格した者

オ ほ装工事（別表の中区分の欄に掲げるアスファルトに限る。）

- (ア) 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。
- (イ) 次の技術者を県内の営業所に常に備えていること。この場合において、a 及び b の技術者は、相互に兼ねることができる。
- a 財団法人道路保全技術センターが実施する 1 級又は 2 級の舗装施工管理技術者試験に合格し、かつ、舗装施工管理技術者資格者証の交付を受けている者
- b ほ装工事の主任技術者又は監理技術者として配置できる者
- (ウ) 自ら保有し、又はリース契約により使用する次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる処理能力等を有する機械を県内の営業所に備えていること。

種 別	処理能力等
モータグレーダー（土及び砂利の整地に使用する機械をいう。）	ブレードの長さが3.1メートル以上のもの
アスファルトフィニッシャー（アスファルト混合物を均一に敷きならす機械をいう。以下同じ。）	施工が可能な幅が4.5メートル又は8.5メートルのもの
マカダムローラー（アスファルト混合物等の締め固めに使用する鋼製車輪形式のローラー機械をいう。以下同じ。）	両輪駆動又は全輪駆動のもので、車両の重量が10トン以上のもの
タイヤローラー（アスファルト舗設の表層部等の転圧に使用するタイヤ形式のローラー機械をいう。以下同じ。）	車両の重量が8トン以上のもの

- (エ) 次の作業員を県内の営業所に常に備えていること。
- a アスファルトフィニッシャー、マカダムローラー及びタイヤローラーをそれぞれ操作できる者
- b レーキマン（舗装において最後の微調整を専門的に行う者をいう。）
- (オ) 県外に本店を有する者にあつては、次に掲げる要件を備えていること。
- a 県内の営業所に職員を10名以上常に備えていること。
- b 県内にアスファルトプラント（アスファルト混合物の製造を行う施設のことをいう。以下同じ。）を保有し、又は県内の特定のアスファルトプラントを保有している者とアスファルト合材の供給契約を締結していること。

カ 塗装工事（別表の中区分の欄に掲げる一般に限る。）

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。この場合において、当該職員の中に1級又は2級の塗装技能士（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の技能検定のうち、検定職種を1級又は2級の塗装とするものに合格した者をいう。）が含まれていること。

キ 塗装工事（別表の中区分の欄に掲げる区画線工に限る。）

- （ア）当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。
- （イ）自ら保有し、又はリース契約により使用する次に掲げる機械及び設備を備えていること。
 - a ラインマーカー車（区画線の施工機（溶解された区画線材料を一定の幅で路面に塗布する機械をいう。）を搭載し、自走しながら路面に塗布する機械をいう。）
 - b 溶解槽（区画線の材料を固形状から施工状態である液体状へ溶解する設備をいう。）
 - c 施工幅として15センチメートル、30センチメートル及び45センチメートルの施工ができる施工機
- （ウ）職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の規程により実施される路面表示施工の技能検定に合格した者を常に備えていること。

ク 内装仕上工事（別表の中区分の欄に掲げる畳工に限る。）

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

ケ 造園工事

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

2 申請手続

（1）提出書類

- ア 平成21・22年度琴浦町建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）、入札参加資格希望票（様式第2号）及び次に掲げる書類
- （ア）県内に本店を有する建設業者（以下「県内業者」という。）

- a 経審結果通知書の写し（直前審査に係る経営規模等の評価の申請と同時に入札参加資格申請書を提出する場合を除く。）
 - b 工事経歴書（様式第3号）
 - c 職員調書（技術職員）（様式第4号）
 - d 職員調書（その他の職員）（様式第5号）
 - e 国税及び地方税に未納がないことを証する次に掲げる納税証明書（平成20年4月1日から申請日までの間に交付されたものに限る。）
 - （a）法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）に係るもの（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。以下同じ。）に係るもの
 - （b）個人にあつては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の2）並びに鳥取県の県税に係るもの
 - （c）琴浦町内に本店を有する建設業者にあつては、（a）又は（b）の証明書に加え、琴浦町の町税に係るもの
 - f 建設業許可の通知書の写し
- （イ）県外に本店を有する建設業者（以下「県外業者」という。）
- a 経審結果通知書の写し
 - b 営業所一覧（様式第6号）
 - c （ア）のbの書類
 - d 県内に営業所、事業所等を有する者にあつては、（ア）のeの納税証明書
 - e 県内に営業所、事業所等を有しない者にあつては、国税及び地方税に未納がないことを証する平成18年4月1日から申請日までの間に交付された次に掲げる納税証明書
 - （a）法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の3）
 - （b）個人にあつては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の2）
 - f 建設業許可の証明書（申請日から3月以内に発行されたものに限る。）
 - g 法人にあつては、商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書（申請日から3月以内に発行されたものに限る。）
 - h 入札の参加等の権限の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）
- ※ 入札参加等の権限を有する本店又は事務所（営業所）が琴浦町内にある者のうち（ア）に該当する場合は（ア）のe、（イ）に該当する場合は（イ）のd、e及びgの書類は原本で提出するものとする。

これに該当しない者は、写しでの提出も認める。ただし、カラーコピーでの提出は認めない。

- イ 特殊工事の入札参加資格を希望する者にあつては、アの書類に加えて、平成21・22年度琴浦町特殊工事入札参加資格審査用付属書類（様式第7号）及び次に掲げる書類を提出すること。
 - a 誓約書（様式第8号）（希望工種が鋼構造物工事で、別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に該当する場合に限る。）
 - b 職員調書（様式第9号）及び当該職員調書に記載した職員が有する資格等を証する書面の写し並びに県外業者にあつては雇用保険被保険者証及び健康保険被保険者証の本人欄の写し（技術者等の要件のある入札参加資格を希望する場合に限る。）
 - c 職員写真（様式第10号）
 - d 機械設備等調書（様式第11号）及び当該機械設備等調書に記載した機械等の売買契約書及び固定資産台帳の写し又はリース契約書の写し（機械等の要件のある入札参加資格を希望する場合に限る。）
 - e 機械設備等写真（様式第12号）
- ウ 様式第1号、様式第2号、様式第4号、様式第6号又は様式第9号から様式第12号までの書類の記載事項に変更を生じた場合は、平成21・22年度琴浦町建設工事入札参加資格審査申請事項変更届（様式第14号又は様式第15号）を（4）の提出先に速やかに提出すること。

（2）提出期間及び時間

次に掲げる期間及び時間とする。

平成20年12月1日（月）から平成22年2月27日（金）の日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

（3）提出方法

（4）の提出先に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」という。）による同条第2項に規定する信書便により提出すること。

（4）提出先

琴浦町企画情報課入札・検査係（〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591-2 電話0858-52-1708）

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

平成20年10月1日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から平成23年3月31日（次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める日）までとする。

- (1) 入札参加資格を付与された者が、1に掲げる要件のいずれかに該当しないことになった場合にあつては、町長が当該事実を確認した日の前日
- (2) 入札参加資格を付与された者が、直前審査に係る公共工事を請け負うことができる期間が満了する日（以下「満了日」という。）までに経営事項審査（審査基準日が平成20年10月1日から平成21年9月30日（合併、設立等の期日を審査基準日とした経営事項審査にあつては、満了日）までの間のものに限る。）の申請を行わない場合にあつては、満了日
- (3) 平成23年度及び平成24年度の建設工事の入札参加資格、その審査申請手続等が平成23年2月1日までに告示されない場合にあつては、当該告示の日から起算して60日を経過した日